

宮城県公安委員会運営規則

平成元年4月21日

宮城県公安委員会規則第4号

宮城県公安委員会運営規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第1号）の全部を次のように改正する。

宮城県公安委員会運営規則

（趣旨）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第45条の規定に基づき、宮城県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。

（定例会議）

第3条 定例会議は、原則として、毎月4回開催するものとし、日時を定めて委員長が招集する。

（臨時会議）

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、臨時会議を招集することができる。

2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して臨時会議の招集を求めることができる。この場合において、委員長は、臨時会議を招集しなければならない。

3 警察本部長（以下「本部長」という。）は、必要があると認めるときは、委員長に対して臨時会議の招集を要請することができる。

（会議事項の通知）

第5条 委員長は、定例会議開催日の前日までに、会議に付すべき事項を他の委員及び本部長に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（委員会の権限行使）

第6条 委員会は、会議の議決によりその権限を行う。

2 委員会は、法第47条第2項の宮城県警察の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。

3 前項の大綱方針は、法第47条第2項の宮城県警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。

4 委員会は、法第47条第2項の宮城県警察の事務の処理が第2項の大綱方針に適合していないと認めるときは、本部長に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。

5 委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。

（会議の定足数）

第7条 会議は、委員（委員長を含む。以下この条及び第11条において同じ。）3人以上が出席しなければ開催することができない。ただし、委員の欠員、病気その他やむを得ない特別の事情があるときは、委員2人の出席で開催することができる。

（議決）

第8条 会議の議事は、出席委員（委員長を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（議長）

第9条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（本部長等の出席）

第10条 本部長は、会議に出席するものとする。ただし、委員長が出席を免除した場合は、この限りでない。

2 本部長は、委員長の承認を得て、部下職員を出席させることができる。

（緊急の事態における権限行使）

第11条 委員は、緊急の事態が発生した場合において、第7条の規定による会議の開催ができないときは、第6条第1項の規定にかかわらず、委員会の権限を行うことができる。この場合において、委員会の権限を行った委員は、そのとった措置について、次の会議において報告しなければならない。

（会議録）

第12条 会議の日時、出席者及び会議の概要は、これを会議録に記録するものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の会議の運営については、委員長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年2月27日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月9日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。